

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 7 号	さいたま市消防局車両管理規程の一部を改正する訓令	令和5年9月29日
消 防 局 訓 令 第 8 号	さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令	令和5年9月29日

さいたま市消防局訓令第7号

さいたま市消防局車両管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防局車両管理規程（平成14年さいたま市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第14条関係)(表)

車 両 運 行 日 誌

年 月			所属名	登録番号 大宮		車両名							車両管理者	安全(副)運転管理者
運行日	曜日	天候	運 行 時 間	運 行 先	用務内容	走行距離(km)	燃料 補給量(ℓ)	外観確認		運転者	アルコール検査			備 考
								走行前	走行後		走行前	走行後	確認者	
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		

- ※ 用務内容は、番号で記入する。ただし、11その他については内容を記入する。
1火災 2救急 3救助 4警戒 5調査 6応援 7訓練 8事務連絡 9査察 10警防検査 11その他()
- ※ 走行前後の外観確認は、異常なし「レ」 異常あり「×」と記入し、異常ありの場合は備考に内容を記入する。
- ※ アルコール検査欄の「走行前」は出勤から最初の運転開始前までの間を指し、「走行後」は最後の運転終了から退勤時までの間を指す。
確認者は、安全運転管理者、副安全運転管理者又は安全運転管理者が指定した職員とする。

様式第2号(第14条関係)(裏)

運行日	曜日	天候	運行時間	運行先	用務内容	走行距離(km)	燃料 補給量(ℓ)	外観確認		運転者	アルコール検査			備考
								走行前	走行後		走行前	走行後	確認者	
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		
			時 分 ~ 時 分								mg/ℓ	mg/ℓ		

- ※ 用務内容は、番号で記入する。ただし、11その他については内容を記入する。
1火災 2救急 3救助 4警戒 5調査 6応援 7訓練 8事務連絡 9査察 10警防検査 11その他()
- ※ 走行前後の外観確認は、異常なし「レ」 異常あり「×」と記入し、異常ありの場合は備考に内容を記入する。
- ※ アルコール検査欄の「走行前」は出勤から最初の運転開始前までの間を指し、「走行後」は最後の運転終了から退勤時までの間を指す。
確認者は、安全運転管理者、副安全運転管理者又は安全運転管理者が指定した職員とする。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第8号

さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員の服務に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(履歴事項の変更)</p> <p>第20条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>履歴事項変更届</u>を所属長を経て総務部消防職員課長（以下「消防職員課長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(履歴事項の変更)</p> <p>第20条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>履歴事項変更届（様式第2号）</u>を所属長を経て総務部消防職員課長（以下「消防職員課長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(欠勤)</p> <p>第21条 職員は、欠勤（法律又は条例の規定により勤務しないことが認められている場合以外の場合において、勤務しないことをいう。）しようとするとき又は欠勤したときは、<u>欠勤届</u>を所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。</p>	<p>(欠勤)</p> <p>第21条 職員は、欠勤（法律又は条例の規定により勤務しないことが認められている場合以外の場合において、勤務しないことをいう。）しようとするとき又は欠勤したときは、<u>欠勤届（様式第3号）</u>を所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。</p>
<p>(職務専念義務免除の手続)</p> <p>第23条 職員は、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、<u>職務専念義務免除願</u>を免除を受けようとする日の3日前までに所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。</p>	<p>(職務専念義務免除の手続)</p> <p>第23条 職員は、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、<u>職務専念義務免除願（様式第4号）</u>を免除を受けようとする日の3日前までに所属長を経て消防職員課長に提出しなければならない。</p>
<p>(営利企業等従事許可の手続)</p> <p>第24条 職員は、法第38条第1項の規定による営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、<u>営利企業等従事許可願</u>を、原則として、営利企業等に従事する日の2週間前までに所属長の意見を付して、消防職員課長に提出しなければならない。</p>	<p>(営利企業等従事許可の手続)</p> <p>第24条 職員は、法第38条第1項の規定による営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、<u>営利企業等従事許可願（様式第5号）</u>を、原則として、営利企業等に従事する日の2週間前までに所属長の意見を付して、消防職員課長に提出しなければならない。</p>

様式第2号から様式第5号までを削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(私事旅行届) 第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等 をしようとするときは、あらかじめ、私事旅行 等届簿（ <u>様式第2号</u> ）により所属長に届け出な なければならない。ただし、その暇がないときは、 電話、伝言等により所属長に連絡しなければな らない。 <u>様式第2号</u> （第27条関係） 私事旅行等届簿 [略]	(私事旅行届) 第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等 をしようとするときは、あらかじめ、私事旅行 等届簿（ <u>様式第6号</u> ）により所属長に届け出な なければならない。ただし、その暇がないときは、 電話、伝言等により所属長に連絡しなければな らない。 <u>様式第6号</u> （第27条関係） 私事旅行等届簿 [略]

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。